

総務常任委員会記録

令和4年 第4回定例会																	
1 日 時	令和4年12月13日（火） 午前10時00分 開会 午後 1時35分 閉会																
2 場 所	議 場																
3 出 席 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">藤 田 義 昭</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>大 貫 桂 一</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>佐 藤 誠</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>舘 野 裕 昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大 貫 毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴 木 敏 雄</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>津久井 健 吉</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>横 尾 武 男</td> <td>委員</td> </tr> </table>	藤 田 義 昭	委員長	大 貫 桂 一	副委員長	佐 藤 誠	委員	舘 野 裕 昭	委員	大 貫 毅	委員	鈴 木 敏 雄	委員	津久井 健 吉	委員	横 尾 武 男	委員
藤 田 義 昭	委員長																
大 貫 桂 一	副委員長																
佐 藤 誠	委員																
舘 野 裕 昭	委員																
大 貫 毅	委員																
鈴 木 敏 雄	委員																
津久井 健 吉	委員																
横 尾 武 男	委員																
4 欠 席 委 員	なし																
5 委員外出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">大 島 久 幸</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>小 島 実</td> <td>副議長</td> </tr> </table>	大 島 久 幸	議長	小 島 実	副議長												
大 島 久 幸	議長																
小 島 実	副議長																
6 説 明 員	別紙のとおり																
7 事務局職員	湯 澤 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍 聴 者	1名																

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
総合政策部	総合政策部長	南雲 義晴	9名
	総合政策課長	益子 則男	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	齋藤 史生	
	まちづくり戦略課長	柏崎 英一郎	
	情報政策課長	鈴木 智久	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
	危機管理課危機管理係長	阿部 孝泰	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	8名
	行政経営課長	佐藤 靖	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	関口 正視	
	行政経営課長補佐	松島 貴行	
	庁舎整備推進室長	網 浩史	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	青木 康子	
	人権推進課長	日向野 久仁子	
保健福祉部	健康課長	東城 朋子	1名
経済部	農政課長	池澤 美紀子	1名
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
議会事務局	議事課長	小太刀 奈津美	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	駒場 秀明	1名
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
消防本部	消防総務課長	若林 雄二	5名
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	稗田 隆	
	通信指令課長	渡邊 靖	
合 計			35名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 88号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))
- 2 議案第 89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について
- 3 議案第 93号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 4 議案第 96号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更について
- 5 議案第 99号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 6 議案第100号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正について
- 7 議案第101号 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 8 議案第102号 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 9 議案第109号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)について
- 10 議案第110号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 11 議案第111号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 12 議案第112号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 13 陳情第 12号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

令和4年第4回定例会 総務常任委員会概要

○藤田委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話し願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回は、改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきますと思います。

委員長を務めさせていただきます藤田でございます。

初めての委員長でございます。

何分不慣れなこともあるかと思いますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

○大貫桂一副委員長 副委員長の大貫桂一です。

委員長を支えて、1年頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案12件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第12号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第12号から審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第12号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である基本的人権を守る栃木県民の会から増淵様、野口様にお越しいただいております。

陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人入室)

○藤田委員長 増淵様、野口様、お疲れ様でございます。

早速ですが、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情について、5分程度でのご説明をよろしくお願いいたします。

○陳情人 マスクはずしてもよろしいですか、話している間。

○藤田委員長 できればつけたままで。

○陳情人 つけたままで。

それでは、5分という限られた時間なので、陳情書の冒頭の部分だけを、まず陳情の要旨を朗読させていただき、その他、補足をさせていただきますと思います。

民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情。

陳情趣旨。

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定宗教団体及びその関連団体の関係を断つ」という決議をなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されている。

しかし、全ての住民に対し、中立・公平たるべき地方公共団体の機関である首長や議会が、特定の宗教及びその関連団体の関係を遮断することは、思想・良心の自由、信教の自由に対する侵害となることはもちろん、請願権の侵害となり、法の下での平等に違反することになる。

これらの基本的人権はいずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である議会が、これらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。

かかる見地に立ち、次のとおり陳情する。

以下は陳情書、詳細をお読みいただきたいと思います。

実は、先ほど趣旨の中で、富山県議会で、特定の宗教との関係を遮断するたぐいの決議がなされたということがございますが、それと全く正反対に、基本的人権を守る立場で、取手市議会で、各関係者の、細谷典男さんという市議会議員が質問に立ちまして、様々な立場から特定宗教団体との関係を断つということが、いかに基本的人権を侵害するものであるかということは、事細かに質問し、そして、「そういうことは絶対ない」というふうな答弁を市の当局から引き出しております。

それらのことから、鹿沼市議会におきましても、立憲主義、自由民主主義を守る見地から、特定の宗教を阻害するような陳情に対しては、可決なされないようお願いをする次第でございます。

以上が陳情者としての意見でございます。

○藤田委員長 ありがとうございます。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 この陳情項目の1番の、貴自治体及び貴議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）というような、括弧書きがあるのですけれども、これは例えばどのような団体なのでしょうかね。

○陳情人 反社会的団体というのは、多分これは警察庁だと思いますが、指定をされておりました、代表的なのは暴力団、あと左翼組織、極左の暴力組織等が、違う、暴力団と暴力関係団体ですね、それが反社会的団体というふうに指定されております。

それと、破壊活動防止法ですか、破防法で、監視団体というのが指定されております。

これは日本共産党、朝鮮総連、極左暴力集団、いわゆる革マル派とか中核派、そういうことは指定されております。

宗教団体では、多分オウム真理教が監視団体に選定されていると思いますが、そういった団体との関係遮断というのは、これは社会通念上、当然のことと思いますが、それらの指定のない宗教団体及び関連団体に対して、様々な形で、もし必要であれば、取手市議会の細谷議員の質問の内容も、私手に入れて持っておりますので、差し上げても結

構でございますが、これは生活保護から、いわゆる公共施設の借用問題について、様々な障害が生じます。

特定団体を阻害することになると、その特定団体の、例えば、宗教の信者さんは生活保護を受けられないというような事態も招きかねないこととなりますから、そのようなことがないように、やはりどのような宗教団体に所属していても、基本的人権は守るんだという基本の姿勢を貫いていただくために、私どもはこういった陳情を出した次第でございます。

○藤田委員長 ありがとうございます。

では、ほかにご質問、ご質問とかありますか。大貫委員。

○大貫毅委員 大貫と申します。

いくつか質問させていただきたいのですけれども、まず1つは、増淵様が代表を務められている、基本的人権を守る栃木県民の会、こちらはいつ設立した団体なのかと、設立の目的、また、どのような人たちで構成をしているのかとか、ちょっと会の中身をお知らせいただければということが1つ。

もう1つは、こちら、以前いただいた資料の中には、旧統一教会の機関紙みたいなものもコピーが載っておりましたけれども。

以前陳情をご提出いただいたときに、添付資料があったのですね、それで、その中に世界日報というのですか、という新聞がコピーになっておりました。

これは、いわゆるあの家庭連合というのですか、今は、旧統一教会の機関紙なのかなと思ったのですけれども、そういうことであつたものですから、この基本的人権を守る栃木県民の会様と旧統一教会の関係というのはどのようなものなのか、もしあるのであれば、ちょっとお知らせいただきたいと。

○藤田委員長 ご説明をお願いいたします。

○大貫毅委員 あ、この2点で、はい。

○陳情人 これ陳情の主体になっている基本的人権を守るというふうな名称の会は、私個人が立ち上げた会でございます。

立ち上げた時期は、この陳情書を提出した時期と重なると思っていて結構でございます。

構成員というのは、まだ私の周辺の、隣にいる野口がいますが、野口ほか、まだ数名でございます、あ、53名、現在いるそうでございます。

それと2番目の世界日報でございますが、これは統一教会の関連団体というか、独立した企業、法人でございます、これはもう発行部数についても、特定の宗教団体の機関紙の域を脱している、もう堂々たる日刊紙でございます。

それで、その日刊紙を発行している世界日報社が出している様々なオピニオン紙なんかもございますし、私もそれを購読しておりますが、別に統一教会の機関紙というふうな様相は、私には感じとられておりません。

日本の政治学者や政治研究者の間でも、世界日報を参考として言論をやっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、また、世界日報に寄稿する文化人も多数いるというふうに私は承知をしております。

○藤田委員長 はい、大貫委員。

○大貫毅委員 すみません、もう一度お聞きしますが、基本的な人権を守る栃木県民の会のその設立の目的なのですけれども、それをもうちょっとお知らせいただきたいのと、この会との世界日報ではなくて、この会との統一教会の関係というのはあるの、旧統一教会ですか。

○陳情人 それは一切ありません。

○大貫毅委員 はい。

○陳情人 もしあるとすれば、増渕賢一の内部で交差する点があるかもしれませんが、これは思想、信条の自由にかかわることですから、ここで答えするたぐいのものではないと思います。

あともう1つ何でしたっけ。

○大貫毅委員 会の設立の目的。

○陳情人 設立の目的は、私も長年自由民主党に所属をして、県議会議員を務めておりましたが、今の自由民主党の考え方というのは、非常に、私、危険だと思います。

何が危険かというと、反社会的集団、もしくは破防法による監視団体と同様に特定の宗教団体、旧統一教会という名称の団体を、断定した行動をとっております。

特にこれは自民党のことですから、政党とは、公的な政党とはいえ、行政団体ではありませんから、どんなことをやっても自由は自由なのですが、ちょっと行き過ぎの感があるなと思ひまして、自由民主党というのは、私の承知しているとおり、栃木県のみならず、日本国の政治を司る最大の勢力ですから、この暴走をどこかで止めないと、良識ある地方議会の皆さんに私どものような考えを理解をいただいて、自民党の暴走を止める必要があるなというふうなことで立ち上げたというふうに、私自身は思っております。

○藤田委員長 よろしいですか。

○大貫毅委員 はい、わかりました。

○藤田委員長 では、ほかに確認したいこと、ある方いらっしゃいますか。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤誠です。

先ほど陳情人の冒頭の説明の中で、あ、失礼しました、我々からの質問のお答えの中で、反社会勢力に対してのどういった定義や見解をお持ちかという中で、破防法の要は調査対象団体ですか、というものは、陳情人様のお考えでは、やっぱり反社会勢力というお考えなのかなということと、あと、先ほど共産党がそこに入っているっておっしゃいましたが、それって、オウム真理教もカテゴリーの中に入っている、例の破防法の調査対象団体という認識でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 お願いします。

○陳情人 これ、何年ぐらい前になりますかね、栃木県の県警本部長で金子仁洋さんという方がおられました。

私はその当時県議会に議席を得ておひまして、ある日議会の本会議に質問時間のぎりぎりに齋藤洋三という共産党の議員が「共産党員に対する栃木県警の監視行動は極めて違法だ」というふうな質問をしました、発言をしました。

しかし、発言時間がその、ぎりぎりいっぱいだったので、答弁の時間がとれませんでした。

それで、金子仁洋さんは、議長に特別にお願いをして、質問の最後にあえて発言の時間を議長に許可をいただいて、こういうふうに発言しました。

「栃木県警は、破防法によって、指定をされ、共産党の綱領でも、暴力革命を標ぼうする共産党がどのような行動をとっているか、常に監視をし、万が一事件が起きたときに監視が怠ってましたというふうな弁解はしたくない。これからも監視活動は滞りなく、いかに進めるつもりだ」と、このような趣旨の発言をしております、「あ、なるほど破防法による監視団体というのがあるんだな」というのは、私自身はそのときに自覚をいたしまして、今回のマスコミ等で旧統一教会に対して、反社会的団体というふうな表現で指弾をしている記事がありましたので、改めてインターネットで反社会的団体というのはどういうものか、破防法による監視団体というのはどういうものがあるか、確認をした上で、発言をしております。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 では、わかりました。

この陳情の趣旨を私なりに解釈したいので、確認したいのですが、そういった、いわゆるオウム真理教とか、共産党みたいな、いわゆる破防法に適用されているような団体以外の通常の団体に対して、差別的な決議をしたり、思想・信仰の自由にね、侵害するような調査をすべきではないという、そういうちゃんとした。

すみません、もう1回言います。

この反社会的な、法的な指定を受けていない団体に対して、自由を守れという、そういった趣旨でよろしいでしょうか。

○陳情人 そのとおりです。

これは旧統一教会、現在は平和統一家庭連合というのですか、正式名称、ちょっと私はわかりませんが、その団体は反社会的団体でも、また、破防法による監視団体でもありません。

そういう団体を特定して、地方議会という、地方公共団体を動かす力がある各市町村の議会が、特定宗教団体、また、その関連団体を遮断しなければいけないというような決議をなさることは、人権にもとる行為になるというふうに考えて、陳情を提出させていただきました。

○藤田委員長 はい。

ほかに確認したいことはございますか。

では、確認事項もないようですので、ここで、陳情人のご退席を求めます。

お疲れ様でした。

○陳情人 ありがとうございます。

(陳情人退席)

○藤田委員長 それでは、陳情第12号について、各委員の意見、考えや執行部に対するの確認を行った上で結論を出したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手願います。佐藤委員。

○佐藤委員 今、委員長が執行部に何か確認ができるというふうなことをおっしゃったので、いい機会だから確認したいのですけれども、鹿沼市というのは、警察とか、自衛隊とか、そういう外交の部門というのは持っていないではないですか。その一番直近では、県のほうが警察を持っていますから、警察から鹿沼市に対して、そのちゃんとした法律に基づいた、そういう破防法のね、オウム真理教だとか、あの極右とか、極左ですね、共産党でももっと、いわゆる過激な団体に対しての情報の提供というものを、水面下なり、もしくは公式な手段を通じて、情報提供という依頼はあるのでしょうか。

○藤田委員長 執行部のほうで、答弁のほうできますか。福田副市長。

○福田副市長 私のほうからお答えしますが、まず今回のこの陳情のこの常任委員会での議論に関して、執行部に意見を求められるということが、今委員長おっしゃいましたけれども、あるのかどうか、ちょっと疑問は残りますけれども、今のようなことは、私の知る限りではございません。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 もう1回確認します。

では、そういった、いわゆるね、破防法云々ではなくても、警察からほかの、通常の犯罪捜査や事件の捜査なんかでは、情報提供を、もう1回聞きます、公式な形であったり、水面下であったり、非公式な形で行政というのは警察に対して、いろいろな捜査や調査の情報提供というのは求められておりますか。

○藤田委員長 福田副市長。

○福田副市長 お答えします。

具体的な例を私は承知しておりません、経験の中では。

ただ、何か事件が起こったときに、協力をする必要がある、法的な範囲内で情報提供なりの、情報提供などの協力をする必要がある場合は当然するものだというふうに認識をしております。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

では、ほかに。横尾委員。

○横尾委員 今回の陳情に関しましてですね、ご案内のように、今朝の下野新聞の1面に出ているかと思えますけれども、下のほうに栃木県内の市町村、24の市町村の取り扱い方といいますか、これが載っていました。

それで、その中で、付託審査せずというのが県と日光市、議長預かりが茂木・那須、これは那珂川町ですか、未定が野木、それで、もう既に審査をした益子町では、継続審査というふうな方向が出ています。

あと今回、12月で宇都宮・佐野・鹿沼・小山・さくら市・塩谷が12月に審議をするということで、あとそのほかの10市以上が3月の議会で取り扱いということになっております。

その流れの中で、採択をしている市議会は全くないのですね。

ここで我々がどうするかということであれば、私は継続審査でいったほうがいいのかなというふうに考えております。以上です。

○藤田委員長 はい、わかりました。

ほかにご意見等ありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 この今日の下野新聞の報道ですね、まあ日光が付託審査せずということで、これは聞きましたけれども、郵送できたということで、それなので、審査せず、議長、周知というようなことだと思います。

あと、茂木町・那須町・那珂川町が議長預かりということで、これも多分郵送ではないかと思うのですけれども、今日本当に陳情人が鹿沼市の場合、直接陳情書をお持ちになって、それで、ここで説明されていますので、ここで審議するわけですが、結構継続の市町も多いですから、やはりこれ大事な問題ですので、いろいろこの他自治体の動向も見ながら、慎重に審議したほうがいいと思いますので、私も継続のほうに賛成です。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私は継続することに反対で、今議会で採択、はっきりさせるべきだと思っております。

そして、私自身は、この陳情に対しては反対するものであります。

理由に関しては、この後また時間等あれば、述べたいと思います。今は結論だけ申し上げます。

○藤田委員長 ほかにご意見、はい、大貫委員。

○大貫毅委員 私の考え、ちょっと述べさせていただきますが、この陳情については反対ということを表示しますが、陳情の内容について、この基本的人権を守るとかいうことの趣旨はよく理解できますし、当たり前のことと言えば、当たり前のことで、私たち議員も、憲法 99 条によって、公務員ですからその憲法の擁護義務があって、宗教の自由とか、そういうものは認められる、なくてはならないし、それを守るという役割を持っているわけですから、そのことはあえて決議をしなくても、議会として、そういうものだろうというふうに、私どもは思っております。

それで、今、これ旧統一教会の問題を契機にこういうことが出てきているということですから、それで、旧統一教会については、今その解散命令も含めて、政府のほうで調査権を行使して、いろいろ調査するというような話にもなっておりますから、あえてこの時期に、こういうものを決議する必要もないだろうというふうに思いますし、先ほど述べたように、議会としてあえてこれを決議するようなものではないと思いますので、この陳情については反対とすべきだと思います。

○藤田委員長 はい、ほかにご意見等ございますか。館野委員。

○館野委員 私も、今委員会では、今議会では反対でいきたいと思っております。

それで、わざわざその議会として、宣言とか、決議とか、別にする必要はないという解釈です。

それであと、その 2 番目の信仰の自由は自由でしょうから、これは言っていることはわかりますけれども、基本的にこの議会内では取り上げるべきではないし、その決議、宣言等はいかがなものかなということで反対です。

○藤田委員長 ほかにご意見等ございますか。津久井委員は、何かご意見等ございますか。

○津久井委員 結論から言えば、私も反対です。

民主主義自体が大事にすると、この文言、わかりますけれども、ある程度その宗教の自由もわかります。

でも、今回の陳情を受けて、どうのこうのというのは、あまり考えてないです。結論は反対であります。以上です。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、私も反対の理由を申し上げますけれども、今回陳情の項目、2つあるのですよね。

1つが、そういう非合法的組織以外の団体との関係を遮断する決議宣言しないことって、しないでくださいというお願いなのですけれども、言われなくてもしないのですよ。

それで、逆に、これしてくださいと、そういう危険なね、例えば、暴力団だったとかね、この破防法の対象のオウム真理教だとか、そういう共産党ってなったら、決議してくださいって言われたら、ちょっと考えてしまうのですけれども、する、しないは、これはやっぱり議会活動の自由に属することで、もともとこんな、この当たり前でしないと、私は思っていることなので、あえてそれをしないでくださいって約束を、我々はすべきではないと思っています。

それで、2つ目の特定の団体や、個人に対して信仰を問うたり云々というのも、これも、もう当たり前なので、議会で決めなくても、もう法律や憲法で決まっていることから、これもまた言われるまでもないという意味では、陳情にいらした方の趣旨やお気持ちというのは、私はわかりますけれども、だからといって「宣言してください」も、「しないでください」も、「調査してください」も、「調査しないでください」も、僕はどちらも行き過ぎた行為だと思っておりますので、そういった趣旨で、私はこの陳情に対して、今議会で採決をして、反対をしたいと思っています。以上です。

○藤田委員長 ほかにご意見等ございますか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第12号の取り扱いについて、採決を行います。

継続審査のご意見もありましたので、まず継続審査とするかどうか、それについての採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第12号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

挙手少数であります。

それでは、陳情第12号については、採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行うことといたします。

よろしいでしょうか。はい。

お諮りいたします。

陳情第12号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○藤田委員長 はい、ありがとうございました。

挙手少数ということになります。

したがって、陳情第12号につきましては、不採択とすることに決しました。

次に、議案第88号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予

算（第6号）のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長、秋澤です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第88号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号））のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

今回のこの補正は、新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に係る追加支援事業や、オミクロン株対応ワクチンの接種推進対策等について、10月21日付けで専決補正を行ったものでございます。

お手元の「令和4年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計（第6号）」と入っているものになりますけれども、そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

上から2つ目の枠内になりますが、15款 国庫支出金、2項 1目 総務費国庫補助金の右側のページの1節 総務管理費国庫補助金、2億9,599万7,000円の増につきましては、本補正予算に計上した物価高騰対策関連事業の財源として、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を計上するものであります。

今回の補正により、今年度の同交付金の本市への交付総額は、現段階で10億3,868万7,000円というふうになっております。

その下になりますけれども、2節 戸籍住民基本台帳費国庫補助金、415万3,000円の増につきましては、マイナンバーカード申請体制の拡充に係る財源として計上するものであります。

続いて、5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上になりますが、2款 総務費、3項 1目 戸籍住民基本台帳費、430万1,000円の増につきましては、マイナンバーカードの普及促進に向け、出張申請の拡充に要する資機材の購入費用や、県が実施する運転免許センター等での出張申請受付事業への負担金などを計上するものであります。

その下の、3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費の、説明欄の上から2つ目の「○」印になりますけれども、物価高騰市民生活支援事業費、3億3,171万7,000円の増につきましては、物価高騰により影響を受けている市民生活への支援とあわせ、地域経済活性化を図るため、市民1人当たり3,000円分の市内共通商品券を交付するものであります。

次に、9ページをお開きください。

一番下になりますけれども、14款 予備費、3,214万4,000円の減につきましては、歳入歳出予算の調整額として減額をするものであります。

以上で、令和4年度一般会計補正予算（第6号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 個別のものに関して問うわけではなくて、補正予算の専決に関して聞きたいのですが、これ執行が10月21日ということなのですが、県内の他市では、こういった

額の億を超えるオーダーの補正予算では、たとえ1日でも議会というのを開いて、決めてやっているわけですよ。

そういった趣旨で、今回どうして鹿沼市に限っては専決ということになったのか、そのお考えだけ、経緯等説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、私のほうから、この経緯について、ご説明をさせていただきたいと思うのですが、当然今佐藤委員さんおっしゃられたように、予算、補正予算も含めまして、こちらにつきましては、議決案件事項でございますので、当然議会のほうにお諮りすることをまず前提に考えていたということをご理解いただければと思うのですが、その上で、今回のこの補正予算の財源なのですが、これがほぼ、全額と言っていいぐらいなのですが、これが国庫の交付金、または、国庫の補助金、これが財源となっております。

それで、今回、原油高騰・物価対策ということで、これを緊急に市民に対しては支援策を実施しなくてはならないというのもありましたのと、その財源である国庫の補助金、これが繰り越しができませんので、3月末までには全て執行しなければいけない、こういった時間的制約がありまして、議会日程等も考慮したのですが、できるだけ早く市民にお届けするためには、急いで補正予算を計上しなくてはならないということで、今回につきましては、専決補正という形で、補正予算を組ませていただいたというような経過になってございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 でも、急いでやるのだったら、なおさら、では、急いで議会を招集して、手続だけでも、しっかりやっていただきたかったと思うので、今その答弁で「納得しました」って、私、我々が言うてしまうと、もう今後何でも緊急に、「急いで市民の皆様へ届けなくてはならないので」ということになってしまうので、一言申し上げて、私の質問、これに関しては以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑等ございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 6ページの、一番最初の丸の住民基本台帳費で403万1,000円で、いろいろマイナンバーカードの手続についてって、ちょっと内訳を教えてくださいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。よろしくようお願いいたします。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

内訳ですが、今回、コンビニ交付ですね、手数料14万8,000円になっております。

県出張マイナンバーの申請受け付け204万円です。

続きまして、市の出張申請等に係る専用車の購入及びコミュニティセンターでの申請交付の機器及び必要な消耗品の購入に208万2,000円となっております。

内訳は以上となります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 県の出張申請というのは、これは免許センターということですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。青木課長、青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。

こちらのほうは免許センターのほうで県のほうが出張申請を行ったというものです。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その14万くらいというのが、ちょっと最初、ちょっと聞こえにくかったのですけれども、もう一度お答えを。

○藤田委員長 青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。

コンビニ交付については、委託料、手数料となっております、コンビニにおいてマイナンバーカードを使いまして、住民票であるとか、印鑑証明、税証明等を取得する際に発生する1件117円の手数料ですね、はい、になります。

説明は以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑等ございますか。津久井委員。

○津久井委員 物価高騰の1人3,000円の件なのですけれども、もう一度確認なのですが、完了日はいつになるか、もう一度お願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

商品券の発送期限だと思うのですが、12月の頭から発送してしまして、現在、12月の9日現在で、残が6,000通です。

それで、今週の金曜日までには全世帯に配られるというふうな予定になっておりますので、もし来週等にこないというふうなことがあれば、ちょっと我々に問い合わせただければということになります。

あ、終わる日。

(「期限があって」と言う者あり)

○益子総合政策課長 換金の。

すみません、1月31日が期限になりますので、市内450店舗ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○津久井委員 大丈夫です。

○藤田委員長 では、ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第88号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 89 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

令和 4 年度補正予算に関する説明書、今度は表紙に「一般会計（第 7 号）」と入っているものになります。そちらの 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の、1 款 市税、1 項 1 目 個人、3 億 3,476 万 9,000 円の増、また、その下の 2 項 1 目 固定資産税、8,403 万 6,000 円の増及び、その下の 6 項 1 目 都市計画税、599 万 6,000 円の増につきましては、それぞれの税目におきまして、現段階の課税状況から今年度における市税収入の実績を見込み、増額をするものであります。

その下の、10 款 地方特例交付金、1,552 万円の増及び、その下の、11 款 地方交付税、4 億 4,230 万 2,000 円の増につきましては、それぞれ右側の説明欄の「減収補てん特例交付金」、「普通交付税」の本年度交付額の決定に伴う増であります。

5 ページをお開きください。

一番下になりますが、22 款 市債、1 項 7 目 臨時財政対策債、7 億 1,200 万円の減につきましては、本年度の普通交付税交付額の算定に伴い、発行可能額が 4 億 8,887 万 9,000 円と示されたことから、減額をするものであります。

7 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

中段の、2 款 総務費、1 項 1 目 一般管理費の説明欄、上から 3 つ目の「○」印になりますけれども、一般管理関係職員給与費、1 億 1,158 万 3,000 円の増につきましては、本年度における早期及び自己都合による退職者数を踏まえ、退職手当を増額するものであります。

右側の説明欄のその下の「○」印になりますが、人事事務費、3,259 万円の増につきましては、職員の産休代替等に伴う会計年度任用職員の追加採用などに伴い、報酬等の増額を行うものであります。

その下の「○」印、総務事務費、606 万 9,000 円の増につきましては、本年度における全庁的な郵便料の不足を見込み、増額をするものであります。

その下の「○」印になりますが、防災対策推進費、152 万 9,000 円の増につきましては、災害情報メールシステムの更新に伴い、システム構築に係る費用を計上するものであります。

次の、5 目 交通対策費の説明欄、バス路線対策費、287 万 4,000 円の増につきましては、令和 5 年 4 月からのリーバス及び予約バスの運賃形態見直しに伴い、75 歳以上の高齢者に対し交付を行う、割引乗車券の作成、また、送付に係る費用を計上するものであります。

次の、8 目 財産管理費の説明欄の 1 行目、庁舎等維持管理費、1,087 万 3,000 円の増につきましては、各公共施設におけます P C B 廃棄処分に係る費用を計上するものであります。

その下の、コミュニティセンター維持管理費、250 万 6,000 円の増につきましては、電気料の高騰に伴う光熱費の不足額及び、各コミュニティセンターの施設修繕費の不足

額を見込み、増額をするものであります。

次の、9目 集中管理費の説明欄の1行目、庁用共通管理費、628万1,000円の増につきましては、市庁舎における電気料及びコピー料金の不足額を見込み、増額をするものであります。

少し飛びまして、19ページをお開きください。

中段の、9款 消防費、1項 1目 常備消防費の説明欄の1行目、消防庁舎維持管理費、269万5,000円の増につきましては、消防本部及び各分署等における電気料の不足額を見込み、増額をするものであります。

その下の、通信システム費、9,081万4,000円の増につきましては、本年7月に落雷を受けました通信指令システムの修繕に係る費用を計上するものであります。

なお、こちらの修繕につきましては、年度内の事業完了が難しいことから、本補正予算において繰越明許費の設定を行っております。

続きまして、23ページをお開きください。

中段の、12款 公債費、803万6,000円の増につきましては、令和元年東日本台風災害に伴う、粕尾小学校の災害復旧事業に関し、学校施設災害共済金の確定によりまして、災害復旧事業債の一部を繰上げ償還するものであります。

次の、14款 予備費、717万7,000円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 冒頭の歳入の説明で、個人の市民税と固定資産税と都市計画税が増ですが、これは経済が上ぶれたことによってなのか、病院で言ったら余命3カ月と言っておいて、6カ月生きたら、よかったねみたいな、低めに上げておいて、大体この時期におおむね調整していくものなのか、どういった背景があるのでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくをお願いいたします。

そうですね、今佐藤委員がご質問された件なのですけれども、当初予算を積算するときに、新型コロナウイルスの影響があるということで、給与所得を令和3年度と比較して、5%落ち込むというふうに見込んだのですね。

ただ、見込んだのですけれども、今回の12月補正のときに、8月時点の調定額を見ましたらば、かなり給与所得が伸びていまして、7.7%の伸びを見せていた。

それと、総合所得については、全体で6.45%の伸びを示していたということで、今回12月の補正で、その増額をさせていただいたというふうなことで見込みました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 増えるのはね、本当にいいことなので、では、その最初はコロナがちょっと続いてしまうから厳しいだろうなって見ていたら、思った以上に経済がそれほど落ち込まなくて、回復したという、そういう認識でいいのですよね。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。

そうですね、私もあまり経済のことは詳しくはないのですが、専門誌等を見ますと、コロナの感染状況に左右はされているのですが、持ち直し傾向にあるというふうなことで考えております。

それで、経済活動の正常化に伴う雇用及び所得環境の改善に加えまして、コロナ禍での抑制されていた、我慢をしていたというのですかね、そういう消費の一部があらわれてきた、顕在化してきたということも国内需要を押し上げてきたというふうに考えられるということみたいです。

今後、委員もご承知だとは思いますが、ウクライナ情勢の急速な、情勢とあと円安関係ですね、そういうものが重なって、原材料の価格の高騰を招いていること、あと、コロナ禍による部品や半導体の不足による供給の制約なんかも引き続き企業活動の抑制要因になる可能性が高いと考えられますけれども、それも徐々に解除されていくのではないかなというふうに考えております。

以上で答弁のほう終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

では、何度も言いますが、いいことだしね、これもベースが続いてほしいですが、そうすると、では3月の議会になると、また、よかったので、若干また上ぶれた補正という可能性はありますか。

今これ5億円弱ですよ、ざっくりと。それが今年度で5億円、今の時点では上振れだけでも、もうちょっとやってみたらよかったので、7億円、8億円になっていくみたいな、だから、プラス2億円、3億円増というのは可能性としては、相当ありますか。最後、それ最後。

○藤田委員長 諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。

個人市民税につきましては、今後、そうですね、金額が増減するという可能性としては、個人市民税というのは1月1日が基準日で積算されるというか、税額を出すものなので、今後あるとすれば、その申告の更生だとか、修正の部分のところで上下するかなとは思うのですよ。

それで、固定資産税の場合については、これも1月1日基準日なので、若干当初予算を見込んだときに、少し低く見込んでいたというところで、今回補正で増額させていただいたというところで、これ都市計画税も状況としては同じです。

それなので、あるとすれば、その部分のところで急に大きくなるということはちょっと考えにくいかなと思うのですが、ただ今回出してない部分のところで、法人市民税、これはまだちょっと企業で決算が行われていない部分のところがありますので、不確定な部分がありますので、今回補正のほうには出しませんでした。

ですから、その部分のほうにはあるとは思いますが。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木委員 歳入のほうでね、個人とか、そういう税金が上がったというのは理解できませんけれども、この固定資産税が8,400万円の増ということですからけれども、もう少し理由をお聞かせ願いたいと思います。

○藤田委員長 はい、諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。

固定資産税の件でよろしいですか、はい。

固定資産税につきましては、土地と家屋と償却資産というふうなことで、3つの資産があります。

それで、まず土地についてなのですけれども、主な要因としましては、課税標準額の高い宅地、それと雑種地の地積が増加したことによって、金額のほうが増えたというふうなことになります。

それで、まず土地なのですけれども、令和3年7月1日の地価の下落率を前年対比で宅地を1.3%減、それと雑種地については、1.1%の減で見込んでおりましたけれども、この両地目の地積が増加した。そのために課税標準額の減少幅が、宅地で0.5%の減、それと雑種地で0.2%の減となりまして、当初予算の見込みよりも小さかったことで、調定額の増額につながりました。

それと、家屋につきましては、平米単価の高い非木造の家屋等の新築家屋の見込みが減ったこと、それと新築住宅の棟数が見込みよりも増えたことで、軽減措置による軽減税額が増加したため、調定額はその部分については減額の要因として、減る要因としてあったのですけれども、滅失家屋の価格が見込みよりも、要するに壊した家屋が少なかったということと、あと当初予算を積算するときに、賦課漏れを、要するに賦課漏れで算入されなかった家屋なんかが増えたということ、それと、これは公共施設、これは鹿沼市ではないのですけれども、市内の公共地方団体が持っていた、その公共施設が民間に所有権が移転したというふうなことで、非課税物件が課税物件になったというふうなこと、そういういくつかの要因から、その減額になる要因を増額になる要因が上回ったということで、家屋の部分については増えております。

それと、償却資産については、当初予算で見込んだよりも、令和3年中に新規取得した償却資産が増加したというふうなことで、調定額の増額につながったというふうな形で、トータルで補正額として8,403万6,000円が増額ということで、今回、はい、出しております。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、わかりました。

固定資産税の高い宅地や雑種地が増えたということと、あと新築家屋が増えたということと、あとは要するに固定資産税の見逃していた建物が新たに見つかって、それが増えたということですね。はい、わかりました。

○藤田委員長 ほかに質疑はありますか。は横尾委員。

○横尾委員 20ページの消防費ですか、通信システムの修繕費ということで、9,081万4,000円ということなのですが、1億円近い修理、修繕になるわけですが、今現在消防署としては、この業務に影響がないのか、何かそのために今障害があるのか、あれば、

お聞かせを願いたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡邊通信指令課長。

○渡邊通信指令課長 通信指令課長の渡邊です。よろしく申し上げます。

横尾委員の質疑にお答えいたします。

業務に支障が出ているかどうかということでもよろしいでしょうか。

○横尾委員 はい。

○渡邊通信指令課長 7月31日に落雷が発生しまして、当初は、当初の1時間、それについては、一般的な電話での対応などで迅速な出動とかはちょっと無理だったかもしれませんが、約1時間後くらいからは、ちょっとうちの課員のほうで少し対応しまして、機械が少しずつ元に戻ってきた後に、業者が県外から到着しまして、翌朝には司令台が3席あるのですけれども、そのうち2席までは何とか復旧しまして、今現在は全席で復旧しております。

ただし、雷の影響がどこまで出ているかわからないということがありまして、現に2カ月間くらいは新たな不具合が出たりしましたので、更新をしたほうが良いという判断に至って、この補正になっております。

以上で終わります。

○藤田委員長 横尾委員。

○横尾委員 これはいつ頃までに直せるという状況はございますか。

○藤田委員長 渡邊通信指令課長。

○渡邊通信指令課長 先ほど財政課長のほうから説明がありましたとおり、繰越明許のほうになっておりまして、この議会で議決後に契約となってから約10カ月くらい、特注品なので、期間を要してしまうということでもありますので、実際10月から12月くらいまでを現在では修理期間と見込んでおります。

以上で終わります。

○藤田委員長 まだ続けて、何か追加の説明があるようですね。

○渡邊通信指令課長 すみません。

復旧という言葉に語弊があったので、仮復旧という形でご理解をお願いいたします。すみません。

○藤田委員長 横尾委員。

○横尾委員 重要なものなので、もう至急に直すように、修理をするように願いたいと思います。以上です。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今の通信システム費について、追加で質問させていただきます。

このシステムは、もともとどこまで雷というものを防げるような仕様になっていたのですかということ。

それで、もう1つ、2つ目が、今後はどういった落雷に対しての体制というものを持つものになるのですかということ。

それで、3つ目が、また、機械ですから、そういったトラブルで壊れる可能性も考えられる中で、壊れてしまったら、また、この9,000万ぐらいの桁でお金がかかっていくのですかって。

3つ、今までどういう耐震性を、耐雷性というのかな、持っていたのですかって、それで、今後、どういった対応できますかと、それで、また壊れたら、同じ金額ですかと。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡邊通信指令課長。

○渡邊通信指令課長 佐藤委員の質疑にお答えいたします。

もともとの耐雷対策ですけれども、消防庁舎に避雷針、それと通信設備用に避雷器、「耐雷トランス」と呼んでいるのですけれども、そちらを設置しておりますが、直撃雷といますか、直接の落雷を想定したものでありまして、今回の落雷は業者のほうにも見ていただいたのですが、誘導雷か、逆流雷という可能性が高いということです、そちらの対策がちょっとできておりませんでしたので、対応しきれなかったということになっております。

今後の対策ですけれども、避雷器、SPDなどですね、を効果的に設置するかどうかとか、現在検討中でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、同じ修繕料がかかるかどうかという部分につきましては、今回通信指令センターの中の機械の部分のちょっと重要な部分がやられてしまいまして、そこだけで結構な、ほとんどの金額がかかってしまっておりまして、その部分が約10カ月かかってしまうという部分になっておりますが、実際、どの部分に影響が出るかというのは、雷が落ちてみないとわからないというか、被害がどこまで出るかというのは、ほかの部分に影響が出るかもしれないですし、今回の部分が影響を受けない可能性もありますので、ちょっと図りかねるところがあると思っております。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ある程度わかりました。

これ、本当にね、通信指令課長、気の毒だと思います。今聞いていると、恐らく、では、今後また同じような、直撃はね、耐えるようなものでつくっていたけれども、今回は何か逆流なり、誘導してきたものでなってしまったというので。では、これから直すけれども、どういう対応という、そのまた、直撃以外の雷に対しては、やっぱり予算が足りないのだなというのを、今感じてしまいまして、そうすると、これまた同じような雷で、また壊れてという可能性は、言われてしまうと、9,000万円では、これ足りないのではないですか、ちゃんとその誘導雷、逆流雷、これに対しての措置というのもある程度いくらかかるかは存じませんが、やるべきではないかという中では、では、実際いくらぐらいかかるのでしょうか。

そこまで含めた上での雷の対策をすとなったら、どのぐらいなのだろうかというところで、これは市の単独のお金なのかな、壊れてしまったから、前回何か議員全員協議会で聞いた気もするけれども、ちょっとわからなくて、その辺、もう少し。

心配ですよ、また、10カ月待ってね、なってしまったと言ったら、どうなのかなというので、予算足りないのではないですかと思っております。以上です、お答え願います。

○藤田委員長 はい、渡邊通信指令課長。

○渡邊通信指令課長 佐藤委員の質疑にお答えいたします。

保険に入っております、全国市有物件災害共済会というところに入っているのですけれども、そちらの保険の担当者によりまして、保障率は、今回の件につきましては、

約 68%だと聞いておりますので、6,100 万円から 6,200 万円くらいは保障していただけないかと思っております。

それと、今回の補正につきましては、修繕ということですので、修繕って、あくまで現状復旧というところですので、また、今回の件につきましては、別に対策のほうは考えております。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ですから、別で考えているのが、やっぱり大丈夫かどうか、ちゃんと、それいつぐらいにね、どのぐらいでつくのか、その何です、「SPD」っていうのですって、そのサージ保護デバイス、雷などで生じる瞬間的な高電圧や大電流から電気回路を保護する装置、電気機器を過電流量高や誤作動から守るって、こういうものも、また別に講じているということでしょうか、いるなら、差し支えない範囲で、大体いくぐらいのものになっていくのかって、それが、もし、導入できた暁には、どんなメリットがあるのかということ差し支えない範囲でお答え願います。

○藤田委員長 渡邊通信指令課長。

○渡邊通信指令課長 お答えいたします。

業者の試算ですけれども、SPDの設置に対して、約 50 万円から 60 万円、1カ所につきかかるそうなのですけれども、消防本部、通信指令設備だけではなくて、消防庁舎全体として考えると、16 から 18 ぐらい必要なという、ちょっと、ちゃんと出したわけではないのですけれども、現在ではそこまでの検討となっております。

以上で終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 1カ所 50 万円で、20カ所もかからないという意味では、1,000 万円もしないではないですか。これやらなくてはだめなのでは、だって、ほかの壊れてないのだから、今後、そういう雷でまた壊れてしまったっていうなら、それはやっていかななくてはならないのかなと思う意味では、何かあったら聞きたいです、その今後のお考え。

○藤田委員長 若林消防総務課長。

○若林消防総務課長 消防総務課長の若林です。

佐藤委員の質疑にお答えしたいと思います。

庁舎管理の関係もありまして、あとその市有物件のほうも担当がうちのほうですので、先ほど渡邊通信課長のほうが話した話にちょっと補足をしながら、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど保障の部分で 68%というふうなお話があったとは思いますが、約なのですが、通信機器のほうで 1 億 6,000 万ぐらいの上限額の保障額が設定して、その保険に入っておりますので、その中で 98%ですから、ほとんど、今回の費用の部分は補填されるのかなというところがありますけれども、ただ、今回大分金額が大きくなってしまって、その全国市有物件の担当者のほうも、よく精査させてもらいたいというふうな話が出ております。

その関係で、よく、「どの部分までは認めますよ」、「ここまではちょっと認められませんよ」みたいなやりとりがあるので、ちょっとその実際いくら歳入で入ってくるかとい

うのがわかりません。はい。

それで、次、そのSPDの部分なのですけれども、うちのほう、庁舎管理の自家用電気工作物の保守点検業者のほうにとか、あとそのほか、いろいろ業者の方に問い合わせをしながら確認をしたところ、雷というのは、どのぐらいの大きさで落ちるかどうかわからないと。それで、ちょっと私も調べたところ、2キロ以内に雷が落ちると、一般的に雷サージによって、何らかの被害を受ける可能性があると言われていたようなのです。

それで、いろんな雷が落ちないようにする機械みたいのものもあるようなのですが、それも、それを設置したからといって、100%もう雷に対しての対策が万全であるというふうなことにはならないと、要は、多少は安心は、気分的にできるけれども、自然相手なので、絶対これを設置したからといって、「もう雷対策はオーケーだよ」というふうなことにはならないというふうなお話を伺っております。

そういったことから、先ほど渡邊通信課長のほうからも説明がありましたように、今後どのぐらいの通信機器が、また故障してしまうか、雷によって被害を受けるかというのも、正直わからない部分もございますので、また、あとその消防本部、各消防本部の状況も確認してみたところ、鹿沼市消防本部が対応している雷対策のところ、今のところ多くて、それで何か、ここ数年、雷が大分落ちている感覚が、多分佐藤委員もあるからご心配いただいているのかなと思うのですが、そういったところから、ほかの消防本部もうちと同じようにどうしていったらいいかなというふうなことで、今検討している、検討中のところがあつたりとかというふうな状況でございます。

そういったことから、当消防本部のほうも、県内の消防本部の動きとか、あとはさらに業者の方々の意見も参考にしながら、どんなふうに対応していったらいいかなというふうなことで、大切な機器ですから、皆さんの119番を受信する、本当、心臓部ですので、24時間きちんと稼働できるように、対応していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 8ページの真ん中あたりの一般管理関係職員給与費で、1億1,158万3,000円ですか、これ議員全員協議会でも話あったと思うのです。もう一度この退職者数と早期退職者の内訳と理由について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

鈴木委員の質疑にお答えしたいと思います。

退職者、退職手当の内訳ということで、まず人数でございますが、定年退職者が32名、あと早期退職者が5名、あと自己都合による退職者が8名、合わせて45名分となっております。

すみません。はい。当初予算で見込んでおりました総数が33名ということですので、先ほど申し上げた数字の差の12名分が今回の補正の額となっております。

あわせて、退職の理由でございますが、退職の願い、または、早期退職の申請書には、理由を書く欄がございますが、そちらについては、全ての方が一身上の都合ということで記載されております。

一般的な内容としまして、お答えさせていただきますと、早期退職の方につきましては、ある程度年齢がいつているものが退職する関係から、親の介護とかが多いのかなど、私は考えております。

また、自己都合の退職につきましては、新しい職業に転職されたりとか、あとは自身の体調の不良とかによって退職される方が多いものと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

ほかにご質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 8ページの財産管理、庁舎維持等管理費での、2款 1項 8目 財産管理費庁舎等維持管理について、廃棄物処分の話を書きましたが、もう少し詳細な説明を求めます。

中でも、PCB廃棄物というものがどういったものであるのかということ、それで、またこれは翌年以降もかかってくる費用なのかということ、補正でやるより、当初予算でこれからどんどんもっていくのか、それともスポット的にこれがかかってくるのか、ちょっとそこだけ聞かせてください。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、佐藤委員の質疑にお答えをいたします。

廃棄物処分の詳細な説明でございますけれども、こちらはPCBの、高濃度PCBと言われるものですね、こちらの処分費の委託料というふうになります。

PCBにつきましては、皆さん、ご承知かと思えますけれども、電気機器用の絶縁の油とか、各所の工業におけます加熱及び冷却用の熱媒体とか、あとは加圧複写の紙ですね、なんかに使われて、様々な用途に使われていたということです。

このPCB、皆さん、ご承知と思えますけれども、昭和43年のカネミ油症事件ですね、はい、あれが代表的な事件となっております。

それから、人体に影響を非常に及ぼすことから、昭和47年に製造中止という形になってございます。

それから、環境省のほうから、PCBの廃棄物処理基本計画に基づいて、こちらの高濃度PCBにつきましては、来年、令和5年の3月31日までに、栃木県の場合は処分しなければならないとなっております。

こちらの処分につきましては、栃木県エリアについては、北海道室蘭市にございます会社名が中間貯蔵・環境安全事業株式会社、これは環境省100%出資の会社でございます、通称「JESCO」という形と呼ばれておりますけれども、こちらで処分をお願いする形になってございます。

本市におきましては、これまで高濃度PCB、平成10年度から環境省の、通産省ですね、当時の、要領に従いまして、保管・管理のほう行ってきました。

それで、平成26年度に集中的にまたPCBの検査等行いまして、平成27年・平成28年度の2カ年で、これまで大型コンデンサーとかですね、そういったものの処分をしてきたところでございます。

今回の補正で上げておりますものは、蛍光灯の安定器等の処分というふうになります。

こちらについては、そうですね、平成 27・平成 28 年度の 2 カ年で処分できなかったものが、解体とか、老朽化した施設のほうから出てきましたため、昨年度、令和 3 年度に改めて該当施設の全棟調査を実施をいたしました。

それで、この調査の結果、旧北犬飼コミュニティセンターとか、あとは青少年ホーム、あとは旧庁舎ですね、それから、少量でしたけれども、北中学校、こちらにおいて、高濃度 PCB 廃棄物、安定器ですね、こちらのほうが発見されたということでございます。

この調査において、今回補正を上げたと、当初予算に上げなかったのかということでも疑問を持たれるかと思えますけれども、この調査が、当初予算で計上するまでに、量と、重量とかですね、そういったものが確定できませんでしたので、こちら J E S C O との協議が整わなかったということで、当初予算に計上ができなかったという形になります。

それで、年度越えまして、令和 4 年度になりまして、総量が確定しましたので、J E S C O と協議を行いまして、ようやく持ち込みの日程と、あと処分費が確定しましたので、このたび補正予算を上程したという形になります。

それから、この後ですね、先ほど申しました、高濃度 PCB は来年の 3 月 31 日で期限を迎えるわけなのですが、この後、発見された場合ですね、が出てくるかと思えますけれども、原則処分期限までに処分されない場合については、永久的に危険物として厳重に保管しなければならないという形なのですけれども、例外規定がございまして、事業終了後準備期間というのが設けられております。これについては 3 キロ以上の大型機器ですね、コンデンサーとかについては、3 年間、小型機器ですね、安定器など、小型機器については 2 年間の猶予期間が設けられてございます。

その間に発見されれば、また J E S C O のほうと協議をいたしまして、処分をするというような形になるかと思えます。

これについても、わかった時点で補正予算なり、当初予算で上げるというふうな形はとりたいと思っております。

以上で説明のほう終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 本当に僕らの知らないところで、地味でね、大事な仕事をしているのだから、勉強になりました。

それ、その室蘭市の J E S C O というところは、もう期限が切れると、操業を止めてしまうから、それ以降自治体が出てきたものは経過措置を過ぎると、もう永遠に自治体で持っていなくてはならないということなのですか。

○藤田委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 佐藤委員の質疑にお答えいたします。

今のところという形になってございますね。今のところはこの準備期間ですね、まではみていただけるというふうな形でございます。

ただ、政府の意向によっては、また、この後、PCB の廃棄物の処理具合とか、発生、残りがどれくらいあるかというので、日程のほうは変わってくるかと思えますけれども、今のところは、現時点では、この準備期間、3 年間、2 年間というのがございますので、その期間内という形になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、もう1回確認なのですけれども、もう、ある程度、今もう鹿沼市内の行政が管理しているものの中では、どこにあって、今後のスケジュール下の中で、いついつに解体したり、どかしたりして、その経過措置も含めて、処分していけるということでもいいのかな。その後の、何かね、出てきてしまったからって、文句言うつもりはないのですけれども、ある程度今はでは全部把握しきれて、見通しが立っているという認識でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長、佐藤です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

令和3年度に詳細な、また調査を行いましたので、現時点ではもうないというふうに考えておりますけれども、これは実際解体等してみないとわからないという部分もございますので、そこについては、現時点でということで、説明のほうはさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○藤田委員長 若林消防総務課長。

○若林消防総務課長 先ほど佐藤委員の質疑に対しての説明の中で、私、「98%」というふうに、何か話してしまったようなので、全然そんな、ちょっとすみませんでした。

高機能消防指令センター、現在使用しているものが、平成28年4月に運用開始になっておりまして、それで、約6年たっているということで、経年残価率が約68%になります。

ということで、「98%」という表現は間違いでありまして、「約68%」の経年残価率から考えると、ほぼ、今回補正に上げた金額は全部認められれば、ほぼ大丈夫なのではないかなと、ただ、先ほどご説明したように、査定員のほうでどのように査定してくるかで、認められる部分、認められない部分が出てきてしまいますので、歳入の部分でどのくらい戻ってくるかは、ちょっと不明というふうなご説明にしたいと思います。よろしくお願いたします。

説明を終わります。

○藤田委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第89号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号中、

総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、11時35分といたします。

(午前 1 1 時 3 0 分)

○藤田委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 1 1 時 3 5 分)

○藤田委員長 次に、議案第 93 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 93 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明をいたします。

今回の議案は、本年 3 月議会において議決がされました、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で期間とする辺地総合整備計画について、その一部を変更するものであります。

まず、辺地というものの、この「辺地」の概要についてご説明いたしますと、辺地とは、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等」と定義がされておりまして、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率が 100%、さらに、元利償還金の 80%を交付税措置がされる有利な起債が可能となる制度であります。

本市には、「入栗野・中栗野辺地」「上粕尾・中粕尾辺地」「西大芦辺地」「上久我辺地」の 4 つの計画が現在ありまして、そのうち今回は、西大芦辺地について計画事業の変更を行うものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の議案書、議案第 93 号の記載のあるページの次のページをお開きいただければと思います。

まず、上から「1 辺地の概況」及び「2 公共的施設の整備を必要とする事情」と、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等が記載がしてあります。

そちらの、今度裏面をご覧くださいと思います。裏面にございます表が整備計画概要となりますが、今回の変更点につきましては、表の中段に記載がされております、県が事業主体となり実施する林道整備事業のうち、上から 3 段目の、林道前日光線の森林整備林道事業に係る県への負担金について、県において事業内容を精査し、事業費総額を 393 万円から 904 万 3,000 円に増額をするものであります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 勉強のために聞いておきたいのですが、では、これ事業費、904 万 3,000 円ってあって、結局一般財源が 904 万 3,000 円ではないですか。そうすると全額、これだけ見ると鹿沼市の自腹だけれども、その 8 割は違うところで見てもらえるから、これ 900 万の 2 割でこういったことができるのだと、そういう認識でいいのか、お願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思うのですが、まず今回のこの県の事業がどういったものかというのを、概況をご説明したいと思うのですが、今回、林道前日光線のちょうど古峯神社の手前を左に曲がっていくと粕尾のほうに

向かう道路があるのですけれども、そちら曲がってすぐのところトンネルがございます。それ、「やふれやまトンネル」というものなのですけれども、そちらの電気設備、そちらのほうを更新するというようなのが今回のこの事業内容となっております。

それで、当初県では、そこの電球の交換だけするという事だったのですけれども、今回、前年度ですね、事業の中身を精査しましたら、もともと設備自体がもう全部取り替えないといけないということで、今回事業費の増額になったわけなのですけれども、それで、この事業については、国庫が2分の1、県が事業主体になるのですけれども、国庫が2分の1で、残りの2分の1を県と市のほうで負担することになるのですけれども、市につきましては、その約半分が市の負担金ということで賄われる、そういう制度の事業なのですけれども、それで、それが今回、今年度につきましては、600万円というふうな増額となっております。

それで、そちらの財源として、この辺地債、この有利な起債を使えるというのが、充当率100%で利用できますので、財源としてはかなり有利なものになっておりますので、これを使うための事業計画の変更ですので、そういったことでのご理解をいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第93号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第96号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

議案第96号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更について、ご説明いたします。

現在、平成30年度から令和5年度までを事業期間とする県営笹原田地区土地改良事業が実施されており、整地工事は既に完了いたしました。

土地改良事業の実施によりまして、これまで区画の小さかった複数の異なった字の水田などが一つの大きな区画に改良され、それに伴い、農道や水路などが再整備されました。

これにより、事業区域内の従来字を廃止するとともに、現況に合うように、事業区域外の残った字の区域を変更するというのが、今回の議案の内容となっております。

なお、今回の事業区域内の字を廃止する取り扱いにつきましては、地元の笹原田土地改良区の意向に沿って、県から本市に依頼があったものになります。

以上で、議案第96号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更について、説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 96 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 96 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 99 号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。湯澤選挙管理委員会事務局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の湯澤です。

それでは、議案第 99 号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、物価の変動や、選挙の執行状況などを考慮して、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、市議会議員及び市長選挙の、選挙運動に係る公費負担の限度額を改正するものであります。

お手元の新旧対照表をご覧ください。と思えます。

こちらの 1 ページをご覧ください。はじめに「鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」第 4 条第 2 号ア、こちらは選挙運動用自動車の借入れ費用になります。現行では 1 日当たり 1 万 5,800 円となっているものを、右側の改正案のとおり 1 万 6,100 円に、同じく第 2 号イ、選挙運動用自動車の燃料代を、1 日当たり 7,560 円から 7,700 円に改正するものであります。

2 ページをご覧ください。第 8 条の選挙運動用ポスターの作成単価についてになります。

こちらは現行の 525 円 6 銭を 541 円 31 銭に、また、下の行、印刷企画費にあたる部分になりますが、現行の 31 万 500 円を 31 万 6,250 円に改正するものであります。

次に、その下の段、「鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」につきましては、第 4 条及び第 5 条の選挙運動用ビラの作成単価及び限度額につきまして、現行の 7 円 51 銭から 7 円 73 銭に改正するものであります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 99 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 100 号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願いいたします。

議案第 100 号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正について、説明いたします。

今回の改正は、令和 5 年 3 月に供用開始を予定しています西大芦コミュニティセンターの移転に伴い、関係条例を改正するためのものです。

関係条例は、鹿沼市コミュニティセンター条例、鹿沼市役所出張所設置条例、鹿沼市公民館条例の 3 件となります。

改正の内容としましては、1 点目は、施設の位置を現在の「鹿沼市草久 960 番地」から「鹿沼市草久 953 番地 12」に変更するものです。

2 点目は、施設を新築したことに伴う貸し館施設の変更により、公民館使用料を改正するものです。

具体的には、資料 5 ページの別表第 2、その 3 にあるとおり、小会議室、大会議室、和室付打合せ室、調理室の各施設の使用料を設定しております。

なお、この使用料につきましては、令和 4 年 10 月 6 日に使用料手数料等審議会の審議に諮り、了承いただきましたことをご報告申し上げます。

以上で、鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○藤田委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 100 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 100 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 101 号 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 101 号 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明をいたします。

お手元の新旧対照表では、5 ページの「鹿沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」から、28 ページの「鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」までになります。

本議案は、地方公務員法改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日施行となる定年延長に関するもので、「鹿沼市職員の定年等に関する条例」の一部改正のほか、10 本の条例を改正するものであります。

まずは、条例の改正の内容を説明させていただく前に、令和 5 年度から一般の職員の 60 歳以降の働き方が、どのように変更になるのかをご説明をさせていただきたいと思っております。

事前にお配りさせていただいております、右上に「議案第 101 号関係」と記載されております「定年延長制度の概要」の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、定年の延長でございます。

令和 5 年度、来年度中に 60 歳になる一般の職員から、段階的に引き上げとなり、令和 13 年度からは、定年が 65 歳に完全に移行することになります。なお、技能労務職につきましては、現在の定年が 63 歳ですので、令和 11 年度から定年の引き上げが始まり、最終的にほかの一般職と同じく、令和 13 年度から定年が 65 歳になります。

続いて、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる「役職定年制」の導入であります。

管理職、いわゆる管理職手当の支給となっている者が 60 歳に達した場合、管理監督職以外の職に任用替えを行います。役職定年になった職員は、その後、管理職につくことはできません。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入であります。

60 歳に到達し、希望する職員は年度末で一旦退職し、「定年前再任用短時間勤務」の選択を可能とするものでございます。給与等、勤務条件は現行の再任用制度と同様でございますが、定年前再任用短時間勤務職員になった後は、常勤職員に戻ることができません。なお、この制度を利用した場合は、一度退職扱いとなるため、退職手当が支給されることとなります。

次に、暫定再任用制度であります。

段階的に定年が引き上げられる期間の令和 5 年度から 13 年度までは、雇用と年金受給の接続の観点から、現行の再任用と同様の仕組みといたしまして、「暫定再任用制度」が措置され、こちらも現行の再任用制度を踏襲するものでございます。

続いて、給料に関することとなります。

当分の間、職員の給料月額、役職定年になる直前の給料月額の「7 割水準」となります。

次に、退職手当に関することです。

まず、退職の事由につきましては、60 歳に達した以後、定年までに退職した場合、例えばですが、定年の年齢が 65 歳のときに 61 歳で退職するような場合につきましては、算定上、職員が不利にならないように、「自己都合」の退職ではなく「定年退職」として取り扱われます。

また、退職金の算定に用いる基本額は、給料が 7 割水準になっても、減額前の一番高い給料を基準とする「ピーク時特例」というものが適用になります。

なお、35 年以上勤務した場合は、支給率に変動がないため、60 歳で退職した場合と、65 歳で退職した場合の退職手当の金額は同額になります。

最後に、情報提供・意思確認制度であります。

任命権者は、職員が 60 歳に達する前年度に、60 歳以降の任用・給与・退職手当の制度に関する情報提供を行いまして、60 歳以降の勤務の意思等を確認することとなります。

以上が、大まかな制度の変更点となります。

続きまして、定年延長に係る各種条例の改正内容についてであります。地方公務員法の改正に伴うものが全てでございます。先ほどの制度の説明をさせていただいた内容や、条ずれ、項ずれへの対応となっており、鹿沼市独自で行う改正はございません。

以上で、鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 今最後の説明の中で、鹿沼市独自の設定というものがないっておっしゃいましたが、それはつまり認識としては、もう国や県やほかの県内の他市と、もう100%同じものであって、何か鹿沼だけ有利であったり、不利であったりというようなものがないという認識で、それだけ確認しましょう。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思います。

はい、佐藤委員おっしゃるとおり、鹿沼市独自の、特に職員に有利になるような制度は一切ございません。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。大貫委員。

○大貫毅委員 直接この制度のことにはかかわらないかもしれないのですが、定年が延長になるということで、こちらの前に座っている皆さんは65歳まで希望すれば働くということになって、60歳でもう役職は定年ですよと、そのときに、どういう仕事を、役職をとかれた人たちがしていくのか。

これは結構、いろいろ課題のあるところなのではないかなと思うのですね。

それで、もちろん、若い人と年をある程度とった方で、やっぱりその、若い人と同じような業務内容、例えば、パソコンの入力をしろと言った場合には、当然若い人と年齢のいった人で差ができてしまうと思うのですね。仕事によっては。

例えば、消防の人だって、体力的に65歳の人が現場をやるというのは、結構きついものも出てくるのだろうと思うのですよね。

そういったときに、その辺のことを踏まえて、どういうふうにするか、その若い人の能力も生かしつつ、高齢者の能力も生かしつつ、それを組織としてどういうふうにするか、活用していくのかということ、それなりのその、きちんとした計画をもったりしていかないとだめだと思うのですが、その辺は、今後どのように考えるのか、この制度は運用するのでしょうか、大きなポイントになるのかなと思うので、ちょっと考えがあれば、お聞かせいただければと思うのですけれども。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

大貫委員の質疑にお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、60歳以降、役職定年になった後の職員の働き方というか、その役割というのが、役職定年になった者も、定年延長を希望する職員につきましても、定数に含まれる関係から、働き方というのがとても重要になってくると思われま。

先日、県内の人事課長の集まりがありまして、その60歳以降の働き方について、議論を重ねてきたところでございますが、確かに、各市とも、どのように、その役職定年をされた方をうまく活用していくかというところは考えているところではあります。

その中で、一つ出た意見では、ライン職とスタッフ職ということで、役割を分けまし

て、配置を考える。「ライン職」というのは一般的に作業系の職員と、あとは「スタッフ職」はどちらかというところと企画とか、そういったものに携わる職員ということで、まだ、本市の場合にはその辺細かな制度設計は詰められているところではないのですが、今後どのように職員をうまく活用していくかというところは、詰めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 大貫委員。

○大貫毅委員 十分にその辺のところを、よく本人とかの希望なりも含めて、その人の適正を見極めて、どういう仕事をしてもらうのがその組織にとっていいのかというのは、十分考えていってほしいと思うのですね。

それで、必ずしも年をとっているからって能力が劣るわけではなくて、栃木市出身で黒川伊保子さんという脳科学者がいるのですけれども、その人が言うと、人間の脳は58歳で完成をして、それ以降成熟期を迎えて、その人間の能力を最大限発揮できるのは60代・70代だって言う人もいますのですよ。

それで、確かにいろんな経験を踏まえているから、物事を判断したり、そういうものというのは、ある程度経験を積んだ人のほうが優れているのですよね。

そういうところをうまく活用していくような仕組み、例えば、窓口だって、課題を適切に見極めて、「この人にはどういうサービスが求められているのだ」というのを適切に案内していくなんていうのは、むしろ若い人よりもいろんな話を聞ける高齢者のほうが向いている可能性もあるわけですね。

だから、そういう点も含めて、ぜひいろいろと考えていっていただいて、定年延長で何か職場が、「あの人がいるから」みたいな、ギスギスした職場にならないように、うまく活用していただければなど、もう既に定年を迎えた私からのお願いです。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 これ鹿沼市のね、独自の設定は、プラス的なものもマイナスなものもね、ないって、それわかっているのですけれども。逆に言ったら、逆に独自の設定というのは許されないのですか、これはもう国がね、官僚なんかはいいですよ、自分、定年前にやめて、天下りでね、どこかの理事長なんていってどんどん回っていくのですけれども、何か60歳でね、役職定年ですと、今まで部長だった人が、違くなって、5年いる中で、いや、もう大貫委員おっしゃったような、何となくちょっと今までの年功序列的なね、儒教社会の組織のあり方では、戸惑うものって出てくる中で、もう、では、だって優秀な人だったら、さっきのね、大貫さんの理論で言ったら、62歳、63歳だって部長やってもらったほうがいいという人いっぱいいるわけですよ。

そういうのというのは、独自の設定はできないのですか、これは、許されないのですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思います。

栃木県内の自治体でも、市民病院などをもっている自治体、例えば、佐野市とか、そういった自治体につきましては、特別な病院の医師とかを雇用しているわけです。

そういった特殊な職につきましては、定年の年齢を独自に 65 歳までとか、例えばですね、あ、65 歳以上ですね、70 歳までとか、独自に設定することは可能でございます。

また、小さな自治体ですね、例えば、鹿沼市でいいますと、部長職にあたるものが、すぐ配置できないような場合につきましては、1 年とか、2 年とかということで、期限を区切って、その役職の期間を延長することは可能な制度となっております。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 101 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 101 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時ちょうどいたします。

(0 時 0 6 分)

○藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

○藤田委員長 議案第 102 号 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

議案第 102 号 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

お手元の新旧対照表の 30 ページをご覧ください。

本議案は、特別職非常勤職員である「農地利用最適化推進委員」の報酬の額を引き上げるとともに、新たに設置する「休日夜間急患診療所医師」の報酬の額を定めるものであります。

まずは、農地利用最適化推進委員の報酬の引き上げについてであります。

農業委員会委員等検討委員会における要望を受け、農業委員 1 人に対して農地利用最適化推進委員 1 人の体制とするために、農地利用最適化推進委員の定数を減少することとされましたが、農地利用最適化推進委員の報酬につきましては、農業委員の報酬額との差が大きいことから、増額の要望がございました。

これを踏まえ、農地利用最適化推進委員の定数減少に伴い、増加する 1 人当たりの担当区域面積の割合を基準として、農地利用最適化推進委員の報酬を引き上げるものであります。

改定案は、年額 31 万 9,000 円を 35 万 2,000 円とするものであります。

施行年月日は、令和 5 年 7 月 20 日を予定しております。

次に、休日夜間急患診療所医師の報酬の新設についてであります。

まず、改正の背景といたしまして、本市の休日夜間急患診療所は、現在、上都賀郡市医師会に委託しており、医師会に所属する医師が当番制で診療を行っておりますが、今

年度、医師会から要望がございました。

要望の内容は、高齢化などによる医師の不足により、来年度以降、医師会の医師で全ての診療日を請け負うのは困難であるため、診療日の一部については、市において医師会以外の医師を確保してほしいというものでございました。

今回の改正は、以上の理由により、特別職非常勤職員として新たに設置する「休日夜間急患診療所医師」の報酬を定めるものであります。

報酬の額は、医師会の医師への委託料と同額といたします。なお、曜日や時間帯によって金額が異なるため、条例には、最も高い金額である日額 11 万 7,000 円を上限として定め、この金額の範囲内で、曜日や時間帯に応じ、医師会の医師と同額の報酬を支払えるようにするものであります。

施行年月日は、令和 5 年 4 月 1 日といたします。

以上で、鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 この農地利用最適化推進委員は、定数が 31 名だったというものを、これ 19 名に削減するという議案が産業建設常任委員会のほうで上がっておりますが、報酬のほうはこちらというのは、若干その違和感があると思います。

また、この同じ議案の中にその推進委員のことも、医師のことが入っているというのが、これ、やはり分けてやるべきなのではないかと思った中で、これは形式的な出し方の話を聞くことなので、これ自体の賛否や異議というものがあるわけではないのですが、産業建設常任委員会でやるべきではなかったのかなというのと、ドクターとは分けるべきだったのではないかなと思うのですが、これはどうしてもこういうふうに出さざるを得ないのかしら、その辺の説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

佐藤委員の質疑にお答えしたいと思います。

農地利用最適化推進委員とあわせまして、休日夜間急患診療所の医師につきましては、どちらも鹿沼市の特別職非常勤職員ということで、そちらの報酬を定めるものということで、人事課のほうで、こちらの条例を提出をさせていただきました。

あわせまして、来年度からは市外の医療機関に勤務する医師を市が特別職非常勤職員として雇用して診療を行うこととしております。よろしく願いいたします。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 まあいいですけども、ただ、やっぱりちゃんとしたほうがいいかなという中で、例えば、年末の人事院勧告の報酬引き上げなんかは、前は職員のやつ、あと議員と市長、副市長、教育長ってやっていたのを、分けたでしょう。議員のと別にしてって、そうすれば、どっちか賛成、反対もしやすいからって言ったら、そうしてくれたではないですか。

では、これだって、ドクターのは、では上げてもいいけれども、農業のはってある中で、同じ特別職のだっておっしゃるけれども、これは僕は分けるべきだったのではない

かと思うのですよ。

それで、だからって、別にこれ反対はしませんけれども、これからはそういった意見があったということは、覚えておいていただきたいなということで、それでもう1つが、報酬を3万3,000円引き上げるわけですけども、これは、これも反対はしませんが、今の経済情勢を鑑みて、どういった経緯の中でこういった決断がされたかというのは、もう少し踏み込んだ説明だけを聞いておきたいと存じます。お願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の橋本です。よろしくお願いします。

報酬改定の根拠ということで、細かい部分ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今回、推進委員が31名ではなくて30名が19名になるということなのですが、11人減ることによりまして、平均の担当面積が57.6%増えることとなります。

ただ、その増えた分をその1年間の中で、全部の農地にかかわるということはありませんので、そのかかわる面積の割合を出しますと、議案書に載る農地の面積を基準といたしまして、それが15.6%、過去5年間の平均で15.6%という数字が出ます。

そこにその議案書に載らない相談なんかでかかわる面積を3%ということで算定をいたしまして、そうすると18.6%というふうな数字が出てくるのですが。なので、先ほど言った57.6%の中の18.6%が増える分ということで、積算をいたしましたので、10.4%の増加ということで、今回3万3,000円ですか、35万2,000円というふうなことで数字を出してございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 この農業委員というのは、農業委員と農地利用最適化推進委員ですね、前に説明があったと思うのですが、ちょっとあまり説明よくわからなかった。もう一度この違いを、それと、農地利用最適化推進委員の具体的な仕事の中身を教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 すみません。少々お待ちください。

○鈴木委員 すみません、後で聞きます。また、次の質問あるので。

○橋本農業委員会事務局長 ちょっとすみません、ちょっと資料がちょっとすぐ出てこないのですが、農業委員に関しましては、市内の農地に対して、全体に対して責任を持って、いろんな所有権の移転とか、貸し借りとか、あるいは農地転用、そういったものに対して議決権を行使します。

それで、推進委員に関しましては、農地の流動化ですね、集積集約、それとか、耕作放棄地などの管理とか、あとは、その地域の中でのいろんな相談に乗って、担当地区を持って、農家の方とか、いろんな相談があるかと思うのですが、もう農業をやっていないとか、農地を売りたいとか、借りたいとか、そういった相談に乗るといのが、大体おおむね、ざっくりした役割になります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、農業委員を補助、補佐するような立場で仕事するという理解でよろしいのですか。

○藤田委員長 橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 事務局長の橋本です。

そうですね、はい。農業委員さんと連携していただいて、特にその推進委員さんは現場での活動をメインにやっていただくというふうなことなので、その辺で連携してやっていただく形になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

あと休日夜間急患診療所の医師の報酬ですけれども、最高で日額 11 万 7,000 円ということで、今までの実績でいくと、大体平均どのぐらいの日当なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくお願ひいたします。

鈴木委員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほど人事課長のほうから申し上げました 11 万 7,000 円というものは、日曜・祝日の、平日 6 時間勤務したときの 11 万 7,000 円、上限額となっておりますので、平日と夜と、あと特別日、お正月ですとか、お盆ですとか、ゴールデンウィークなどはまた単価が、時給の単価が違ってまいります。

それで、11 万 7,000 円というのは、あくまでも上限額でございますので、時給が 1 万 9,500 円、日曜・祝日の夜に、午後ですね、夜の勤務の時間帯の額で、最高 6 時間勤務されたときには、11 万 7,000 円ということで、今回計上させていただいております。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、時給 1 万 9,500 円ということですね、要するに。

○藤田委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

時給が 1 万 9,500 円ということになっております。

○鈴木委員 それは休日の昼間でも夜でも同じ金額ということですね。

○藤田委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

平日の夜に関しては、時給 1 万 5,000 円、日曜・祝日の夜に関しましては、時給が 1 万 9,500 円、そして特別日には時給が 2 万 6,000 円になっております。

また、日曜・祝日の昼に関しましては、1 万 3,000 円、特別日に関しましては 1 万 9,500 円の時給になっております。

以上になります。

○藤田委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 聞こえなかったので、2 万 6,000 円というのは、どういうあれでしたっけ。

○藤田委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

2万6,000円というのは、特別日、お正月ですとかの夜の時給になります。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。わかりました。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第102号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第109号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第109号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

この補正は、国の第二次補正予算に伴います、出産・子育て応援交付金事業のほか、マイナンバーカード普及促進に向けた追加対策、また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の組み換えによる追加事業について、補正を行うものであります。

お手元の令和4年度補正予算に関する説明書、今度は表紙に「一般会計(第8号)」と入っているものの5ページをお開きください。

今回の補正については、歳出のみの補正になりますけれども、歳出であります。一番上の、2款 総務費、1項 2目 総合企画費の右側の説明欄、企画調整事務費、800万円の増につきましては、マイナンバーカードの交付促進に向け、現在実施しておりますカード取得者1人当たり1,000円分のクオカード交付事業について、カードの取得率が伸びていることから、増額をするものであります。

その下になります。5目 交通対策費の説明欄、バス路線対策費、5,600万円の増につきましては、リーバスの換気・空調機能の向上と、燃費向上による運行経費の軽減を図るため、バス事業者に対し、老朽化した車両2台の更新を支援するものであります。

その下の、3項 1目 戸籍住民基本台帳費の説明欄、住民基本台帳費、1,367万4,000円の増につきましては、マイナンバーカードの取得希望者が増加していることから、通常の交付窓口に加え、1月から土曜日の交付窓口を開設するため、体制構築に要する経費を計上するものであります。

7ページをお開きください。

一番下になりますけれども、14款 予備費、3,130万9,000円の減につきましては、歳入歳出予算の調整額として減額をするものであります。

以上で、令和4年度一般会計補正予算(第8号)のうち、関係予算の説明を終わります。

す。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 企画調整事務費、マイナンバー関連で800万円の説明がありましたが、これは800万円割る1,000円というわけではないでしょうから、いろいろな雑費や費用というのがあるのでしょうか、どういった内訳なのですかということと。

では、それ全て交付して、今の申請率ベースでのどのぐらいまで鹿沼市いつているのかというものを確認する必要がありますので、その2点ですね、800万円の内訳と交付した上での申請率、何%までいつているのかということをお願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

まず今回計上させていただきました800万円につきましては、クオカード6,500枚分です。

それで、これちなみに、1枚1,280円ほど、印刷を別にしますので、鹿沼市独自の印刷をしていますので、ちょっとその値段がかかるということです。

また、その交付率につきましては、申請件数、申請率ですね、申請率は、今現在ですね、11月末現在で55.69%ということになっております。

よろしいですか。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 クオカード1,000円のやつが、1,280円というのを聞くと、「ええっ」で感じなのですよ、「高くない？」という。

それで、僕のところにもきましたよ。あの「いちご市」みたいなね、あれをやるために、何か、枚当たり280円だか追加コストがかかってしまっていたのだったら、もう「いちご市宣言」やめたほうがいいのではないかということになってしまうのですけれども、もうちょっとね、あれ普通の、もう1,000円のやつを買って配れば、8,000枚だったのではないかと思ってしまうのですけれども、どう思いますか。

○藤田委員長 では、益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 ただいまの質疑にお答えします。

確かに、その280円という金額はちょっと高いかと思うのですが、私ども、全世帯というか、全市民に配りますので、鹿沼市の「いちご市」というのが入っていますし、デジタルに向けて進めているのだということをもっと市民の皆さんに知っていただきたいと、そういったところが、まずねらいとしてあった。

それで、ちなみに、うちのほうにも電話がよくあるのです、今クオカードの、それで、「何で送られてきたんですか」みたいな話があって、「こういうことで、マイナンバーカードをとった方には送るんですよ」って言って、「これはコンビニで1,000円で使えますよ」なんて話しますと、「物すごくかわいいから使わないでとときます」なんていう、実は市民のそういった声もありますので、私はそういった、ちょっと金額は高いですが、市のPR、また、そういった大事にしてくれる、そういうことで、決して無駄な金ではないと、私は思っております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 それは何人かの方がね、「かわいいから大事にする」っていうためだけに、そんなに使っていないのかってありますし、では、百歩譲って、デザインしたものをつくるのはいいにしたってですよ、では、今手元にはないですけども、もうちょっと何か気のきいたものとかね、何か、あそこにいろんな、では、「こういう趣旨でやっています」とか、あってもよかったのではないかなと思う中では、ちょっと何か、これからまたね、こういったマイナンバーカード、今回実験的にやったというものだと認識しているので、もうやってしまったものです。これからやるのでしたっけ、これを。あ、そうですね、補正予算だから。まあ反対はしませんけれども、その後以降、こういうのがもし出てくるときは、今みたいなクオカードでえらい追加コストがかかっているというのは、僕ら認識したので、もっと厳しいことは言わせていただくつもりです。それだけは覚えておいてください。

それで、交付率が 55.69%というのは、悪くない数字なのだと思うのですよ、大分上がってきたということはいいことだと思うので、そういうので、鹿沼市の社会の効率が上がれば、この 6,500 枚ね、1,500 枚足りない分は、何とかみれるかなと思うのですけれども、今後はそういうね、ばらまき自体は、そんなに僕も大賛成でもないけれども、完全に否定するものではないのですけれども、どうせばらまくなら効率よくばらまいてほしいもので、この 280 円分の、これはどこが儲けてしまったのかなって、これ、どういう業者に発注したのでしょうか、これは。市内ですか、市外ですか、それだけ最後お伺いします。

○藤田委員長 では、執行部の説明を求めます。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

クオカードの会社は、宇都宮の会社で頼んでおります。

以上になります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 このクオカードの 800 万の増額というのは、今までの実績を見越して、これ 3 月 31 日までの見通しですね。

そうしますと、これで 11 月現在で 55.6%が、3 月末時点で、何%の見込みになるのか、教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

すみません、今申しました 55.69%、これ申請率でした。すみません、交付率になりますと 46.6%になります。

それで、今回、今の鈴木委員の、最終的にどんなぐらいなのかということだと思うのですけれども、現在きている人数とか、そういった、2 月までがピークになるのだろうということで、ちょっと試算したのですけれども、その中で、全部で 5 万 3,000 枚、交付率ですけれども、58%ぐらいになるのではないかというのが、我々デジタル推進室のほうの予想といえますか、それについては、その 58%を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 市役所の窓口ですね、今本当にマイナンバーカード、残業も込んで一生懸命やっておりますけれども、3月末で大体58%、何か国の計画では、そのうち、その健康保険証とリンクさせるよと、もうこれはマイナンバーに一元化するみたいなことを言っていますけれども、その点の、どうですかね、見通しについてお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○藤田委員長 益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 質疑にお答えします。

この伸び率というの、そういった国のほうで、こういうふうに、保険証と今度はひもづけするのだよとか、そういったものも当然あって、今こういうふうに伸びていると思うのですね。

それで、その辺のところ伸びていると思うので、その先の見通しといいますか、その辺のところはこれからよく国のほうの動向を見て、注視していきたいなというふうには思っています。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

では、ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 先ほど聞いた1,280円を。

(何事か言う者あり)

○佐藤委員 はい。質問ぐらいしてから言えよ。

1,280円を6,500枚で掛けたら、832万円なのです。そうすると、これはどういう解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○藤田委員長 益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

すみません、ちょっと今老眼で、ちょっと目が見えなかったもので、すみません、1,239円でした。すみません。ちょっとそれ、80円に見えてしまったようです。ごめんなさい。1,239円なので、すみません。そんなことで。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。それは、それでも、805万3,500円になるので、5万3,500円は何か違うところからの予算流用という計算でいいのかな。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 これはクオカードのほうと、会社のほうともお話しまして、800万円の中で、6,500枚やってもらえるという見積もりをもらっていますので、その額は出ていますけれども、企業さんとはそういう契約になるということです。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

ほかにご質疑はありませんか。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第109号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 109 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 110 号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

議案第 110 号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

お手元の「新旧対照表(その2)」と記載されているものですね、そちらの1ページをご覧くださいと思います。

本議案は、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じ、市議会議員の期末手当の額を、年 0.05 カ月分引き上げるものであります。

以上で、鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 110 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 110 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 111 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

議案第 111 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

お手元の新旧対照表(その2)の2ページをご覧ください。

本議案は、議案第 110 号同様、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を「年 0.05 カ月分」引き上げるものであります。

以上で、鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 111 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 111 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 112 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

議案第 112 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

お手元の新旧対照表（その 2）の 3 ページをご覧ください。

本議案は、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じ、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の額を引き上げるものであります。

主な内容ですが、まず、一般職の職員の給料表の改定についてであります、「新旧対照表」の 4 ページ以降に記載しております給料表のとおり、民間企業との格差が広がっている初任給を、大学卒業程度が 3,000 円、高校卒業者が 4,000 円を引き上げるなど、若年層を中心とした増額の改正となっております。

あわせて、勤勉手当の額について、年 0.1 カ月分引き上げるものであります。

以上で、鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 112 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 112 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

（午後 1 時 35 分）